

# 公共施設へ チラシを配送します

イベント  
等の



市民自治活動奨励事業認定制度をご利用ください

「市民自治活動奨励事業認定制度」とは、市民活動団体が自主的に実施する事業のうち、「市民主体の自治の推進」につながると認められるものに対して、公共施設での広報活動を支援することにより、その実施を奨励することを目的とした日進市の制度です。

## 配布できる施設

事業内容にふさわしい施設のみに配布します。

- ・図書館 ・市民会館 ・スポーツセンター
- ・福祉会館（西部、南部、東部、北部、相野山、岩崎台・香久山の6館）
- ・生涯学習プラザ ・道の駅 マチテラス日進

※施設によっては、2週間毎にチラシの入れ替えが行われます。

その他の公共施設についてはご相談ください

## 配布できるもの

紙媒体の配布に加え、「にっしんお知らせメール」\*の利用ができます

承認後の動き



チラシ（各館20枚まで）▶



ポスター（各館1枚まで）A3まで▶



にっしんお知らせメール▶

施設名を書いた封筒に  
必要枚数を分けて  
にぎわいへ提出

PDFまたはJPGデータを  
地域共生課へ送信

※日進市が、市民のみなさんにさまざまな情報をお届けする総合お知らせメールです。  
1団体につき年間3回まで利用できます。

にぎわい交流館では、登録団体の  
皆さんの広報活動を支援しています  
詳しくはウェブサイトをチェック ▶



日進市にぎわい交流館

電話 0561-75-6650 FAX 0561-73-5810  
MAIL [nigiwai@me.ccnw.ne.jp](mailto:nigiwai@me.ccnw.ne.jp)



# チラシを配送するためには 奨励事業として認定される必要があります

＜対象＞対象締切日から3週間以降2ヶ月以内に開催するイベント等

※期間のない事業についてはご相談ください。

## 配布までの流れ

配送スケジュールの詳細・申請用紙は表面QRコードをご確認ください。

～第2・4日曜日

### 申請書提出 ▶

※初めて提出される事業については、書類の内容確認のため、窓口を持参してください。

認定申請書に必要事項を記入し、事業のチラシ等（案でも可）を添えてにぎわい交流館へ提出してください。

月～水曜日

### 審査・承認 ▶

1回の配送につき3件まで。

にぎわい交流館・地域共生課による審査・承認を行います。

水・木曜日

### 団体へ連絡 ▶

※承認できない場合もあります。

にぎわい交流館から申請団体に連絡承認についてお知らせします

## チラシ等準備（団体）

～日曜日

### 提出 ▶



にぎわい交流館にチラシ等を仕分けして、施設ごとに封筒に入れて提出

翌月曜日

※祝日の場合は火曜

### 交換箱配布 ▶

にぎわい交流館が市の交換箱へ配布その後各施設が取りにこられます

## 配布できる条件

次の条件のいずれにも該当する非営利の団体、事業が対象です。

- にぎわい交流館の登録団体が主催・共催。  日進市内で開催。
- 営利目的ではない（外観上、営利と思われない）。
- 参加者等は広く市民を対象とし、特定の地域や会員等に限定しない。
- 会員募集・申請事業以外への参加等を促す目的ではない。
- 特定の宗教又は政治団体を宣伝、支持又は反対する意図がない。
- 暴力団又は暴力団員と関係がない、又は関係性を疑われる点がない。
- 政治的中立性を損なうおそれがない。  公序良俗を乱すおそれがない。
- その他、奨励事業の認定をすることが不相当と認められる点がない。

※条件を満たしていても設置できない場合、または事業の開催前であってもチラシを回収して他事業のものと差し替える場合があります。ご了承ください。

日進市市民自治活動推進補助金採択事業は、審査や期間に関係なくチラシ配送が可能です。